

令和 7 年 7 月 9 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「医師国家試験事業外 11 試験事業」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	厚生労働大臣が実施する、医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業、診療放射線技師国家試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業、管理栄養士国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）で実施する、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の試験実施業務。
実施期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
受託事業者	ランスタッド株式会社
契約金額（税抜）	当初契約 3,480,000,000 円（単年度当たり：1,160,000,000円） 変更契約後 3,360,159,963円（単年度当たり：1,120,053,321円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	12 職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が国家試験を実施。
選定の経緯	地方出先機関分科会のヒアリング結果を踏まえ、12 試験は人の生命に関わるプロフェッショナルな国家試験であることから、軽重を付けた上で、平成 21 年度基本方針において、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業を先行して選定。その際、残りの 6 試験事業についても民間競争入札の拡大等について検討することを記載。 先行 6 試験事業の結果を踏まえ、平成 27 年度基本方針において、医師国

	家試験事業外 5 試験を加えた 12 試験事業に拡大して選定。今回は通算で第 5 期（拡大後第 3 期）
--	--

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保及びサービスの質の確保という点において課題が認められ、国家試験であることも含めて総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

厚生労働省から提出された令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	履行状況は以下のとおり。	
	確保されるべき水準	評価
	1. 各年度に策定する工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと	不適 ・提出が必要な書類やデータ等の一部提出遅延や、出願書類の審査業務における各種納品物の一部納品漏れ、提出書類の内容誤りが発生した。
	2. (試験会場の確保) ・概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備え、空調設備を完備した出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること ・不正行為が容易にできることのない余裕を持った試験室内の座席配置とすること ・試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること ・保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の	不適 ・一部の試験会場において、空調等、会場設備の不具合や、音響設備やマイク等の不具合が発生した。 ・一部の試験会場において、女子トイレの数が少なく、行列が発生した。

	<p>国家試験については、特に女性用のトイレ設備の確保に配慮すること</p>	
	<p>3. (受験願書等の配付・受付業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと ・受験票の発送時点で受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。特に受験資格の確認漏れがないようにすること ・試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと 	<p>不適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願者からの提出物が、運営本部事務所にて3日間未対応のまま保有され、締切日に出願が間に合わない事案があった。
	<p>4. (試験当日の試験会場の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること ・試験問題の事前の漏洩の絶対防止 ・試験問題及び答案用紙の配付漏れ(答案用紙の種類配付誤りを含む。)の防止 ・試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一 ・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処 ・マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認 ・問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること ・受験者に配付した答案用紙の全数回収 ・回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止 ・未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止 ・厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること ・試験会場の原状回復を行うこと 	<p>不適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認及び受験票記載内容確認表の配付時、試験説明実施時等において、マニュアル遵守が行われていないと思われる事案が認められた。 ・一部の試験会場で、答案用紙の配付間違い、欠席者名簿亡失事案や南京錠紛失事故が発生した。 ・一部の試験会場において発生した不正行為等について、発見した際の監督員の対応や報告対応が適切でなかった事案があった。 ・座席番号を誤認した受験者が、本人確認の不備により、誤った席で午前の試験を受験した事案があった。 ・受験特別措置対象者への対応において、不備があった事案が複数認められた。

<p>5. (災害発生時における適切な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぎ、受験者の安全を確保すること 	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生並びに受験者の安全に関わる事象は認められなかった。
<p>6. (試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止 	<p>不適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の試験会場において、近隣より苦情があった。一部の試験会場からも、バス会社等から直接問合せが入ることについて、苦情があった。
<p>7. (受験申請者からの問合せや苦情等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申請者からの問合せや苦情等への適切な対応 マニュアルによっても対処できない問合せや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと 	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルによっても対処できない事例については、速やかに厚生労働省へ連絡を行って指示を仰いでおり、問題となる事案は認められなかった。
<p>8. (試験問題及び答案用の受取り並びに答案用紙の引渡し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと 	<p>不適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の試験会場において、一部の答案用紙亡失事案が発生した。 ・一部の試験会場において、ケースに南京錠を掛けず、適切ではない状態で運送業者へ引き渡した事案が認められた。
<p>9. (卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験願書受付・審査時に卒業(見込)証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと 	<p>不適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の試験において、試験合格者ではない(試験は欠席していた)ものの、1名分、延期者報告が漏れていた。
<p>10. (事業の課題を改善するための創意と工夫を反映した計画の取組)</p>	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上での

	<p>・事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、その計画を実施し、実施により課題が改善されたかどうかを確認し、新たな課題を盛り込んで計画をさらに良いものへと改善させるという取り組みを継続的に進めることにより、事業の質を継続的に向上させることを目指すこと</p>	<p>課題について、民間事業者からの提案により、業務の改善がなされた事案が複数認められた。</p> <p>※主な改善実施事項については、次項に記載。</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>下記事項について、民間事業者からの提案により、業務の改善がなされた。</p> <p>(1) 出願書類の授受管理徹底</p> <p>各種出願書類の受領漏れ・提出漏れ等の対策として、令和4年度から窓口にて書類の受領確認票を導入し、出願者・運営本部事務所（臨時事務所）双方で書面をもとに授受確認を行う運用を取り入れた。令和5年度からは、郵便で届く出願書類においても、全て開封時にリストに沿って受領確認を行う運用を開始した。入口での授受管理が徹底されたことで、後続の作業をスムーズに進められる状況にも繋がった。</p> <p>(2) 願書請求用紙の導入</p> <p>例年、受験願書請求に関する問合せや不備が多いため、専用の様式を、薬剤師国家試験に令和5年度から、医政局管轄の職種においては令和6年度から導入した。結果、軽微な不備は減少した。</p> <p>(3) 3月提出書類におけるチェック表の追加</p> <p>卒業証明書及び実務終了証明書等を提出した場合の提出票の記載不備が多いため、卒業証明書及び実務終了証明書等を提出した場合に使用する提出書類チェック表を新たに導入した結果、不備件数は前年と比較して約半数に減少した。</p> <p>(4) 受領書類の管理徹底及び棚卸しの簡略化</p> <p>内製にて電子ツールの導入・運用を進め、棚卸し作業を効率化させた。</p> <p>(5) 受験票発送におけるレターパックプラス活用の導入</p> <p>学校からのリクエストも踏まえて導入した結果、従来発生していた受験票送付用封筒に関する不備件数は減少した。</p>	

業務の実施にあたり確保されるべき質において課題が認められた。その中には、受験者に不利益が生じる恐れのある重大な事象が含まれていることから、公正かつ的確に実施されるべき試験実施事業として、確保されるべき事業の質が達成されているとは言い難い。

なお、現時点では未定であるが、厚生労働省において改善指示等の発出を検討している。

(3) 実施経費（税抜）

本事業は第3期（平成29年度開始事業）以降、実施試験数が6から12へ倍増し、試験参加者（願書受付者数）が約5万人から約15万人に増加したことに加えて、試験地域が追加されたことなどから、市場化テスト前（平成22年度以前）との比較は困難である。よって、第5期（今期）と同様の事業内容となった最初の期である第3期と比較する。比較に当たっては、以下について考慮することとする。

- ① 第3期は、最終年度である令和元年度に、保健師国家試験・助産師国家試験・看護師国家試験について、試験地（新潟県）を追加する変更契約を行った。追加された試験地については、第5期においても継続して試験を実施していることから、同一の試験地による比較を行うため、令和元年度の変更契約金額を従来経費として、比較分析を行う。
- ② 第5期は、契約を締結した令和5年4月時点では実施要領上、新型コロナウイルス感染症対策を含めた内容となっていたが、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に変更されたことを受けて、試験運用の見直しが図られ、新型コロナウイルス感染症対策を行わないことに伴う契約金額の減額を行った。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない第3期と比較するために、新型コロナウイルス感染症対策実施という特殊要因を除く必要があることから、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を含まない第5期変更契約金額（単年度額）を実施経費として、比較分析を行う。

上記を踏まえ、第5期変更契約金額（単年度額：1,120,054千円）を令和元年度変更契約金額（484,204千円）と比較すると、635,850千円増（131.3%）増加している（表1及び表2）。

【表1】第3期実施経費（令和元年度は変更契約後の金額） （税抜）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	単年度額
509,405千円	477,682千円	484,204千円	1,471,291千円	490,430千円

【表2】第5期実施経費（変更契約後の金額） （税抜）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	単年度額
1,117,798千円	1,117,798千円	1,124,565千円	3,360,161千円	1,120,054千円

第3期と第5期の経費を比較するに当たり、受託事業者の責めに帰さない要因により増額したと考えられる以下については、第5期の経費から控除することが適当である。

(ア) 最低賃金の改定等に伴う人件費単価の見直しに伴う増額：32,349千円

(イ) 物価高騰・燃料費の高騰等による会場借料費及び運送費等の増額：465,647千円

これらを控除し比較すると、第5期変更契約金額は令和元年度変更契約金額から137,854千円（28.5%）増額している（表3）。

【表3】実施経費の比較分析

①令和元年度変更契約金額	484,204千円【A】
②第5期変更契約金額（単年度）	1,120,054千円
③ ②のうち、事業者の責めに帰さない増額：（ア+イ）	497,996千円
②-③	622,058千円【B】
第3期から第5期の増減額【B-A】	137,854千円【C】
第3期から第5期の増減率【C/A】	28.5%

なお、厚生労働省から提出された実施状況についての報告における「4 実施経費の状況及び評価」では、「第3期事業費で計上できなかった経費」を第5期の実施経費から控除している。厚生労働省に確認したところ、「第3期事業費で計上できなかった経費」とは、第5期の受託事業者において、本来、第3期において、実施要項に記載されている事業内容を実施するために必要な経費として計上されているべきだった経費とのことだった。第3期と第5期は同じ受託事業者であるところ、当該受託事業者は第3期に厚生労働省から業務改善指示を受けていることを踏まえると、第3期は受託事業者において業務を適切に実施するために必要な経費が見積もれておらず、実施体制等が十分ではなかったことがうかがえる。第3期と第5期の事業内容は同様であるため、第5期の事業内容を実施するに当たっては「第3期事業費で計上できなかった経費」を含めた経費を計上したことは、適切な業務の遂行を図るうえで必要な措置と考えられる。

他方で、本件事業は第3期と第5期が同じ受託事業者であるため、当該受託事業者は「第3期事業費で計上できなかった経費」を第5期に計上したということと思われるが、一般競争入札は、第3期は第3期の事業、第5期は第5期の事業を実施するために必要な経費を事業者において見積もった上で入札することが前提である。それぞれの期の入札及び契約が独立したものであることは当然である。よって、第3期と第5期における事業内容が同様であることを踏まえると、第5期の実施経費から「第3期事業費で計上できなかった経費」を、事業者の責めに帰さない要因として控除した前述の（ア）及び（イ）と同様に控除することには適当ではないと考える。

（4）評価のまとめ

確保されるべき質において、複数の課題が認められ、かつ、その課題のいくつかは、実施府省である厚生労働省において重大な事象と判断され、受託事業者に対し業務改善指示の発出を検討していることから、目標を達成しているとは言い難い。実施経費についても、令和元年度変更契約金額と第5期の事業内容の実施に必要な経費を比較

すると削減効果があったとは言い難い。

また、競争性においても、一者応札となり課題が認められた。

(5) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保、業務の実施に当たり確保されるべき質及び実施経費のいずれにおいても課題が認められることから、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。特に質の確保に関しては、今期の受託事業者は第3期から引き続いての契約であるが、第3期及び第4期においても業務改善指示を受け、今期においても、事務処理プロセスにおける確認漏れ、試験運営マニュアルの理解不足・認識不足等が原因と思われる課題が散見されている。したがって、次期事業においては、競争性の確保及び確保されるべき質の両課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

また、実施経費の比較に当たっては、仮に次期事業が第3期と同様の業務内容である場合、当該業務を実施するために必要な経費が計上されていなかったと思われる第3期の実施経費との単純比較ではなく、当該業務を実施するために必要な経費が計上されている第5期の実施経費も踏まえて比較するなど、市場化テストの取組による効果が適切に分析されることを求めたい。

令和7年6月17日
厚生労働省大臣官房地方課
医政局
健康・生活衛生局
医薬局

民間競争入札実施事業
医師国家試験事業外11試験事業の実施状況について
(令和5年度から令和6年度まで)

1 事業の概要

(1) 請負業務内容

医師国家試験事業外11試験は、12職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施しており、民間競争入札の対象としている。

民間競争入札の対象とする事務としては、具体的には、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

(2) 業務請負期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 請負業者

ランスタッド株式会社

(4) 受託事業者決定の経緯

「医師国家試験事業外11試験事業民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（1者）から提出された企画書について、医師国家試験事業外11試験事業一式に係る総合評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた1者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、令和5年3月10日に開札した結果、予定価格の範囲内であった1者について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

2 確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況

業務の実施において複数の問題点が確認され、実施状況報告の時点においては改善指示等の発出を検討している。問題点については次回に向けて必要な是正・改善対応を行っていくこととしているが、その中には重大な事象が含まれることから、実施状況報告の時点では、公正かつ確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべき事業の質が達成されていない状況である。

委託業務 (評価)	確保すべき対象公共 サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		令和5年度	令和6年度
① 全業務共通 (評価：否)	各年度に策定する工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。	<p>令和4年度までの実施状況を踏まえ、事業計画の見直し並びに進捗管理を実施した。しかし、以下のような事案が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月の卒業証明書受領結果及び卒業延期者の報告データの提出について、保健師国家試験・助産師国家試験・看護師国家試験分の提出が遅れるという事案が発生した（19時が提出期限となっているところ21時頃の提出となった）。 ・健康・生活衛生局宛での提出書類のうち2種類についてスケジュールに沿った提出が行われなかった。 	<p>令和5年度までの実施状況を踏まえ、事業計画の見直し並びに進捗管理を実施した。しかし、以下のような事案が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願書類の審査業務における各種納品物について、スケジュールに沿って進められたが下記について納品漏れが発生した。 ①看護師国家試験、理学療法士国家試験の写真用台紙2枚目について1名分ずつ納品漏れ ②薬剤師国家試験の出願書類一式の納品について出願取下げ者1名分納品漏れ ・健康・生活衛生局宛での提出書類のうち4種類についてスケジュールに沿った提出が行われなかった。 ・提出書類のダブルチェックができる体制を構築するよう依頼したにも関わらず、対応が不十分で、誤った内容のまま提出される書類が散見された。
② 試験会場の確保 (評価：否)	厚生労働省及び前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備え、空調設備を完備した出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。	<p>令和4年度までの実施状況を踏まえ、例年使用する会場スペースの規模を計画的に確保するよう進めた。会場はおおむね交通の便が良く、静かな環境を備え受験申請者全数の収容を可能とする会場を確保することが出来たが、医師国家試験（愛知）において2教室の空調が故障する事象が発生したため、お昼休憩中に試験室を移動させる事案があった。</p> <p>また、薬剤師国家試験（大阪）においてボイラー設備の不具合から試験室が揺れる事象が発生したため、一部の受験者の試験室を移動させる事案があった。</p>	<p>令和5年度までの実施状況を踏まえ、例年使用する会場スペースの規模を計画的に確保するよう進めた。会場はおおむね交通の便が良く、静かな環境を備え受験申請者全数の収容を可能とする会場を確保することが出来たが、医師国家試験（宮城）において試験室内の天井から水滴が落ちる事象が発生したため、一部の受験者の座席を移動させる事案があった。</p>
	厚生労働省及び前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、不正行為が容易	試験の座席配置については、医師国家試験（東京）の1会場において、1日目と2日目で受験者の座席を変更する、例年には無い対応を行ったところ、それに伴	試験の座席配置については、おおむね問題ない配置ができていた。

	にできることのない余裕を持った試験室内の座席配置とすること。	う座席間違いや大きな混乱を生じさせることなく実施できた。それ以外の会場についてもおおむね問題ない配置ができていた。	
	試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	おおむね問題なく適切な音響機器が準備できていた。	①歯科医師国家試験（福岡）において選定した会場で、音響設備の不具合でアナウンスが聞き取りにくいという意見があった。 ②保健師国家試験（福岡）において、マイクの不調により試験説明が聞こえにくい部分があったため、聞こえていない部分を再度アナウンスして対応した事案があった。 ③看護師国家試験（東京）において、不具合から一時的にマイクが使用できず、途中まで地声で対応し、その後復旧したという事案があった。
	保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の適切な数の確保に配慮すること。	管理栄養士国家試験において選定した一部会場で、女子トイレの数が少なく行列ができてしまった事案があり、次年度は男女トイレの振替や簡易トイレの配置を課題とした。他の国家試験では問題となる事案はなかった。	看護師国家試験において選定した一部会場で女子トイレの数が少なく行列ができてしまった事案があり、次年度は男女トイレの振替や簡易トイレの配置を課題とした。他の国家試験では問題となる事案はなかった。
③ 受験願書等の 配付・受付業務 (評価：否)	受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと。	出願者より届いた受験案内・願書送付用の封筒のサイズが小さかったため、出願者に再提出を求めたところ、運営本部事務所に届いたものが、運営本部事務所にて3日間未対応のまま保有され、出願締切日に出願が間に合わない事案があった。医薬局に相談の上、該当の出願者のみイレギュラー対応として出願期間を延長して対応した。	配付終了時点での受験案内・願書・受験写真用台紙の配付漏れはなかった。
	受験票の発送時点で受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。特に受験資格の確認漏れがないようにすること。	受験票の発送時点での受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスはなかった。	受験票の発送時点での受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスはなかった。
	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	試験実施時点での受験票の発送漏れ、誤発送はなかった。	試験実施時点での受験票の発送漏れ、誤発送はなかった。

<p>④ 試験当日の試験会場の運営 (評価：否)</p>	<p>会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。</p>	<p>以下についてマニュアル遵守が行われていないと思われる事案が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度より、本人確認の際や受験票記載内容確認表の配付時に受験番号を読み上げる運用としていたが、マニュアル通りの対応が出来ていない監督員が散見された。 ・令和4年度に続き、本人確認の際、マスクを着用している受験者に対しての確認方法が監督員によって異なっていた。正しい確認方法はマニュアルに記載してあるが、監督員のマニュアルの理解不足及び認識不足に原因があるものと見受けられた。 ・令和4年度に続き試験説明においてマニュアル通りでないアナウンスが散見された。また、1分前確認の実施、受験者のトイレへの立ち合いに多くの意見が寄せられたことから、マニュアルの理解不足、受験者への配慮不足、監督員の認識不足に原因があるものと見受けられた。 <p>(再発防止策) 監督員マニュアルの全面的な改修を行い、内容を理解しやすいものに変更することを検討する。マニュアルの内容を浸透させるため、研修実施者は要点の注意にとどめ、研修受講者にマニュアルの読み合わせをさせ、記載内容を理解させる方法を継続する。</p>	<p>以下についてマニュアル遵守が行われていないと思われる事案が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に続き、本人確認の際や受験票記載内容確認表の配付時に受験番号を読み上げる運用としていたが、マニュアル通りの対応が出来ていない監督員が散見された。 ・令和5年度に続き、本人確認の際、マスクを着用している受験者に対しての確認方法が監督員によって異なっていた。正しい確認方法はマニュアルに記載してあるが、監督員のマニュアルの理解不足及び認識不足に原因があるものと見受けられた。 ・令和5年度に続き試験説明においてマニュアル通りでないアナウンスが散見された。また、1分前確認の実施、受験者のトイレへの立ち合いに多くの意見が寄せられたことから、マニュアルの理解不足、受験者への配慮不足、監督員の認識不足に原因があるものと見受けられた。 <p>(再発防止策) 本人確認の対応不備発生件数については、監督員マニュアルの全面的な改修及び研修実施により、令和5年度と比較すると約半数に軽減はできたものの、依然として発生している状況があり、引き続き研修での周知徹底が必要と考える。その他の対応不備も含めた対策として、研修動画の拡充と研修に伴う理解度確認プロセスの導入を検討する。研修実施者は要点の注意にとどめ、研修受講者にマニュアルの読み合わせをさせ、記載内容を理解させる方法を継続する。</p>
	<p>試験問題の事前の漏洩の絶対防止。</p>	<p>試験問題の事前の漏洩は認められなかった。</p>	<p>試験問題の事前の漏洩は認められなかった。</p>
	<p>試験問題及び答案用紙の配付漏れ（答案用紙の種類別の配付誤りを含む。）の</p>	<p>試験問題及び答案用紙の配付について、別冊含め配付漏れは認められなかった。</p>	<p>保健師国家試験（福岡）において選定した一部会場で、答案用紙の①と②の配付間違いの事案が発生した。受験者</p>

防止。		<p>本人並びに担当局へ報告し、謝罪と経緯について説明を行った。</p> <p>また、看護師国家試験（福岡）においても、答案用紙の①と②の配付間違いの事案が発生した。対象受験者1名に対し、午後も同様の答案用紙で受験させ、配付時には再度確認するよう徹底した。</p>
試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一。	開始・終了時刻の遅延については多くの指摘を受けたが、試験時間の過不足は認められなかった。	開始・終了時刻の遅延については多くの指摘を受けたが、試験時間の過不足は認められなかった。
不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。 ≪離席者（トイレ、中途退席）への対応、試験中の机の上に置くことができるものの以外について、受験者から申し出があったものについての検閲等≫	<ul style="list-style-type: none"> ・離席者に対しての事前のチェック・試験室からの誘導、試験中に机の上に置くことが出来ないものへの注意、答案用紙の不適切な置き方に対する意見が多数あった。 ・歯科医師国家試験（大阪）において、携帯電話が鳴った件と机上確認について、医政局への報告が試験終了後になった。 ・医師国家試験（大阪）の会場において、机にコンセントが付いているタイプの試験室で、試験中にコンセントから充電用のコードが鞆に繋がっている受験者を発見した。鞆の中には電源の入ったWi-Fiを確認し、医政局へ報告し適切に対応した。 ・薬剤師国家試験（徳島）の会場において、試験中に受験者からカンニングペーパーを押収し、医薬局へ報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離席者に対して事前のチェック・試験室からの誘導、試験中の机の上に置くことが出来ないものへの注意、答案用紙の不適切な置き方に対する意見が多数あった。 ・歯科医師国家試験（東京、大阪）の会場において、スマートフォンによる不正行為を確認し、それぞれ医政局へ報告を行った。大阪会場の不正行為においては、発見した際の監督員の対応が適切でなかったことを受け、全試験会場へ確認方法の周知を行う事となった。
マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。	管理栄養士国家試験（大阪）において、受験者が座席番号を誤認して着席しており、本人確認の不備により同試験室内の違う席で午前の試験を受験していた。午後の本人確認の際に気付き、健康・生活衛生局へ報告し適切に対応した。	<p>看護師国家試験（福岡）において、欠席者名簿亡失事案が、また、管理栄養士国家試験（福岡）において、南京錠紛失事故が発生し、一部作業品質に改善を必要とする工程が認められた。</p> <p>また、マスク着用の受験者に対しての本人確認方法がマニュアル通りに行われていない監督員の報告や、令和5年度から運用された、本人確認の際の受験番号読み上げについて、マニュアル通りの運用を行っていない監督員の報告が多数認められた。</p>

	問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること。	問題の正誤に対する案内において、問題は認められなかった。	問題の正誤に対する案内において、問題は認められなかった。
	受験者に配付した答案用紙の全数回収。	回収時のチェック並びに本部室内でのチェックに際し、1名でのチェックやマニュアルを逸脱したチェックを行っているとの指摘があったが、全数回収について問題は認められなかった。	回収時のチェック並びに本部室内でのチェックに際し、1名でのチェックやマニュアルを逸脱したチェックを行っているとの指摘があったが、全数回収について問題は認められなかった。
	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正は認められなかった。	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正は認められなかった。
	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。
	厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師国家試験（東京）において、別室対応の受験者が監督員に試験室の確認を行うも、尋ねられた監督員は内容を把握しておらず、試験室への案内が遅れた。そのことから、試験終了後に受験者から苦情が寄せられた事案が認められた。 ・理学療法士国家試験（東京）において、配慮申請による時間延長試験室の前を、先に試験を終了した受験者が通過する際に騒がしくなった事案が認められた。 ・医師国家試験（石川）において、服薬の配慮申請の薬の品名が、試験当日に微小ながら急遽変更されていた事により、試験時間中に複数の監督員が何度も確認をする事案が認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師国家試験において「試験問題、別冊問題用紙、答案用紙の書体変更」という配慮申請の問合せに対して、2年前に運営本部事務所から対応可能と回答をもらっているとの指摘があった。配慮対応の不足により、結果として、石川県会場において、別室にてタブレットによる受験で対応する事案が発生した。 ・臨床検査技師国家試験（大阪）において、補聴器使用と最前列座席指定の配慮申請者に対して、監督員が配慮内容の確認を怠り、前列席への移動対応を行わない事案が認められた。 ・医師国家試験（石川）において、耳栓使用の配慮申請者に対して、監督員が配慮内容を確認しておらず、不適切な対応を取った事案が確認された。
	試験会場の原状回復を行うこと。	試験会場の原状回復に係るトラブル発生は認められなかった。	試験会場の原状回復に係るトラブル発生は認められなかった。
⑤ 災害発生時における適切な対応 (評価：適)	災害発生時において、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぎ、受験者の安全を確保すること。	災害の発生並びに受験者の安全に関わる事象は認められなかった。	歯科医師国家試験、医師国家試験、薬剤師国家試験において大雪に関する注意報・警報が出るも、災害の発生並びに受験者の安全に関わる事象は認められなかった。

<p>⑥</p> <p>試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等</p> <p>(評価：否)</p>	<p>試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止に努めること。</p>	<p>看護師国家試験（福岡）及び理学療法士国家試験（福岡）において、大型送迎バスの会場前駐停車による近隣からの苦情について、報告が認められた。</p>	<p>看護師国家試験及び理学療法士国家試験（福岡）の会場において、受験者が集団で大声で掛け声をかけている事について、近隣より会場施設へクレームがあった。尚、同会場については前年、大型送迎バスの会場前駐停車に関するクレームがあったが、看板の設置・留意事項への記載強調の効果か、令和6年度については、駐停車は1台も認められなかった。また、別の会場においては、近隣スーパーから早朝の駐車車両についてのクレームがあった。</p> <p>作業療法士国家試験（福岡）の会場より、バス会社や旅行会社から直接問い合わせが入る事へのクレームがあった。同会場からは、次年度以降の借用不可との連絡があった。</p>
<p>⑦</p> <p>受験申請者からの問い合わせや苦情等への対応</p> <p>(評価：適)</p>	<p>受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。</p>	<p>受験者からの問い合わせや苦情等でマニュアルによっても対処できない事例については、速やかに厚生労働省へ連絡を行い指示を仰いでおり、問題となる事案は認められなかった。</p>	<p>受験者からの問い合わせや苦情等でマニュアルによっても対処できない事例については、速やかに厚生労働省へ連絡を行い指示を仰いでおり、問題となる事案は認められなかった。</p>
<p>⑧</p> <p>試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し</p> <p>(評価：否)</p>	<p>試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと。</p>	<p>看護師国家試験（愛知）において、一部の答案用紙亡失事案が発生し一時的に所在不明という重大な事故を引き起こした。その後の調査にて判明した内容を踏まえて原因分析を行い、再発防止策を策定した。</p> <p>(再発防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答案用紙が本部室に運ばれた後、出荷するまでの流れにおいてチェックリストを作成し、チェックリストに基づいて作業チェックを行い、出荷漏れがないことを確認する。 ・試験室毎、ビニール袋に入っている回収済み答案用紙を段ボールに入れる作業は、会場責任者と副責任者と本部員の計3名で行うこととし、段ボールに入れる作業は必ず会場責任者が行う。その際1名は試験室マスターにチェックを入れるという運用を徹底する。 	<p>厚生労働省が指定する運送業者への答案用紙の引き渡し漏れは認められなかったが、理学療法士国家試験（香川）においてジュラルミンケースに南京錠を掛けず、適切ではない状態で、指定された運送業者へ引き渡した事案が認められた。</p>

		<p>・事前の会場責任者研修に加え、前日設営時に全体研修と本部内研修を実施する。</p>	
<p>⑨ 卒業証明書等 受験資格を確定させるための書類の確認 (評価：否)</p>	<p>受験願書受付・審査時に卒業(見込)証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと。</p>	<p>受験願書受付・審査時に卒業(見込)証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認において、漏れとなる事案は認められなかった。</p>	<p>理学療法士国家試験において、試験合格者ではない(試験は欠席していた)ものの、1名分、延期者報告が漏れていた。試験を欠席していたことから学校からの提出物に含まれておらず、運営本部事務所内での審査においてもチェック漏れが発生していた。報告日の翌々営業日に気づき、医政局に報告の上、納品データを差し替えて再提出した。</p>
<p>⑩ 事業の課題を改善するための創意と工夫を反映した計画の取組 (評価：適)</p>	<p>事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、その計画を実施し、実施により課題が改善されたかどうかを確認し、新たな課題を盛り込んで計画をさらに良いものへと改善させるという取り組みを継続的に進めることにより、事業の質を継続的に向上させることを目指すこと。</p>	<p>・出願書類の授受管理徹底について、各種出願書類の受領漏れ・提出漏れ等の対策として、令和4年度から窓口にて書類の受領確認票を導入し、出願者・運営本部事務所(臨時事務所)双方で書面をもとに授受確認を行う運用を取り入れた。令和5年度からは郵便で届く出願書類においても、全て開封時にリストに沿って受領確認を行う運用を開始した。入口での授受管理が徹底されたことで、後続の作業をスムーズに進められる状況にも繋がった。</p> <p>・願書請求用紙について、例年受験願書請求に関する問い合わせや不備が多いため、専用の様式を、薬剤師国家試験においては令和5年度から、医政局管轄の職種においては令和6年度から導入した。結果、軽微な不備は減少した。出願者からの要望が明確になり、出願者・運営本部事務所双方にとってプラスに働いた。</p> <p>・受領書類の管理徹底及び棚卸しの簡略化を行った。事業者にて電子ツールの導入・運用を進め、棚卸し作業を効率化させた。</p> <p>・会場間違いの際の本人確認漏れが連続で発生したことから、本人確認方法の周知徹底と、レギュレーションの変更によるマニュアル改定並びに試験当日の会場掲示物の追加を行った。受験者が間違った会場に来て、本人確認</p>	<p>・3月提出書類について、卒業証明書及び実務終了証明書等を提出した場合の提出票の記載不備が多いため、卒業証明書及び実務終了証明書等を提出した場合に使用する、提出書類チェック表を新たに導入した。結果、不備件数は前年と比較して約半数に抑えることができた。</p> <p>・受験票発送においてレターパックプラスの活用を導入した結果、従来発生していた、受験票送付用封筒に関する不備件数を減らすことができた。</p> <p>・答案用紙亡失事案に対して、二度と同様の事案が発生しないよう以下の取り組みを行った。</p> <p>①監督員マニュアル並びに責任者マニュアルの改修</p> <p>②答案用紙回収・梱包チェック表の運用</p> <p>③7月及び8月に、試験運営に携わる全社員への研修を実施</p> <p>④12月及び1月に、会場責任者研修を実施</p> <p>⑤監督員研修動画でマニュアルの周知徹底</p> <p>試験会場内で試験室から回収されてからジュラルミンケース等へ梱包されるまでの管理方法を会場責任者と本部員複数名で確認する事とした。</p> <p>答案用紙含め、重要資材並びに個人情報に関わる書類の管理方法について、</p>

		<p>の際に気付けるように取り組んだことから、全ての試験会場で、会場を間違えて来場した受験者の本人確認漏れの事象は認められなかった。更なる取り組みとしてマニュアル遵守についての研修を継続的に進めた。</p> <p>・受験者留意事項発送後の試験会場変更が連続して発生した事から、運営本部の試験会場選定手順並びに試験室確定までの作業をシステム化し、全国の試験会場及び試験室のマスター作成を統一化した。その事により、受験者留意事項発送後の会場変更は認められなかった。全国の試験会場についてもデータベース化し、継続して使用する際の受験者収容人数の確認や、作成した座席図に変更が生じた際の更新に使用できる取り組みを進める。</p> <p>・月次定例会による相談 上記以外についても、月次定例会において、民間事業者作成の課題管理表をもとに運用ルールを確認し、事業の質を高められるよう取り組みを進めた。</p>	<p>運営マニュアルを中心に監督員への理解向上と、適正な試験運営に繋がる取り組みを進めた。</p> <p>・月次定例会による相談 上記以外についても、月次定例会において、民間事業者作成の課題管理表をもとに運用ルールを確認し、事業の質を高められるよう取り組みを進めた。</p>
--	--	--	---

3 民間事業者からの提案による主な改善実施事項

民間事業者からの下記提案により、業務の改善がなされた。

(1) 出願書類の授受管理徹底

各種出願書類の受領漏れ・提出漏れ等の対策として、令和4年度から窓口にて書類の受領確認票を導入し、出願者・運営本部事務所（臨時事務所）双方で書面をもとに授受確認を行う運用を取り入れた。令和5年度からは、郵便で届く出願書類においても、全て開封時にリストに沿って受領確認を行う運用を開始した。入口での授受管理が徹底されたことで、後続の作業をスムーズに進められる状況にも繋がった。

(2) 願書請求用紙の導入

例年、受験願書請求に関する問い合わせや不備が多いため、専用の様式を、薬剤師国家試験に令和5年度から、医政局管轄の職種においては令和6年度から導入した。結果、軽微な不備は減少した。

(3) 3月提出書類におけるチェック表の追加

卒業証明書及び実務終了証明書等を提出した場合の提出票の記載不備が多いため、卒業証明書及び実務終了証明書等を提出した場合に使用する提出書類チェック表を新たに導入した結果、不備件数は前年と比較して約半数に減少した。

(4) 受領書類の管理徹底及び棚卸しの簡略化

内製にて電子ツールの導入・運用を進め、棚卸し作業を効率化させた。

(5) 受験票発送におけるレターパックプラス活用の導入

学校からのリクエストも踏まえて導入した結果、従来発生していた受験票送付用封筒に関する不備件数は減少した。

4 実施経費の状況及び評価

(第3期：当初契約金額)

(単位：千円・税抜)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	一年当たりの額
509,405	477,682	477,682	1,464,769	488,257

(第5期：当初契約金額)

(単位：千円・税抜)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	一年当たりの額
1,160,000	1,160,000	1,160,000	3,480,000	1,160,000

【参考】 (第3期：変更契約金額)

(単位：千円・税抜)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	一年当たりの額
509,405	477,682	484,204	1,471,291	490,430

※令和元年度に、保健師国家試験・助産師国家試験・看護師国家試験について、試験地（新潟県）を追加する変更契約を行った。同一の試験地による比較を行うため、令和元年度の変更契約金額により、評価を行う。

【参考】 (第5期：変更契約金額)

(単位：千円・税抜)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	一年当たりの額
1,117,798	1,117,798	1,124,565	3,360,161	1,120,054

※第5期の契約を締結した令和5年4月時点では実施要領上、新型コロナウイルス感染症対策を含めた内容となっていたが、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に変更されたことを受けて、試験運用の見直しが図られ、契約金額の減額を行った。新型コロナウイルス感染症対策の影響を控除するため、変更契約金額により評価を行う。

第3期実施事業の令和元年度変更契約金額と第5期実施事業（変更契約）の一年当たりの実施経費を単純比較すると、635,850千円の増額となっている。増額の主な要因とその金額は以下のとおり。

① 最低賃金の改定等に伴う人件費単価見直し（32,349千円増）

最低賃金全国加重平均額が901円（令和元年度）から961円（令和4年度）に上昇（伸び率約6.6%）したこと等を勘案して、試験監督員や事務員等の人件費単価を見直したことによる増。

- ② 物価高騰・燃料費の高騰等による会場借料費及び運送費等の増額（465,647千円増）
 ※端数処理の関係で誤差が生じております。
 試験会場の確保・運営に伴う費用の増額（382,116千円）。
 願書受付審査等に係る委託費用（69,428千円）。
 燃料費の高騰・運送業の賃金改定等による運送費の増額（14,103千円）。

- ③ 第3期事業費で計上できなかった経費（188,790千円増）
 ※端数処理の関係で誤差が生じております。
 消耗品費の購入経費（4,362千円）。
 願書受付審査等、出願書類の処理作業を行うための事務所等維持費（50,285千円）。
 早出・残業手当・欠勤補充要員への手当、監督員採用に係る人件費等（27,702千円）。
 試験会場の実地調査等に係る人件費（93,481千円）。
 出願書類事務、コールセンター管理を安定させ、納期遵守、品質担保のために管理者要員等の人件費分増加（12,959千円増）。

①②については、経済情勢等他動的要因によるものであること、③については、第3期実施事業の実績からサービスの質を確保するために本来必要であった経費であることから、実施経費の単純比較ではなく実質的な比較の考査のため、これらの増額経費を除外して実施経費の増減額を算出すると以下の表のとおりとなる。実質的な経費としては、50,936千円、約10.5%の削減が認められた。

(単位：千円・税抜)

第5期実施事業（一年当たりの実施経費）【A】	1,120,054
第3期実施事業（令和元年度変更契約金額）【B】	484,204
①から③の要因による増額経費【C】	686,786
増減額【A－B－C】【D】	▲50,936
増減率【D/B】	▲10.5%

5 全体的な評価

(1) 法令違反行為、業務改善指示等の有無

法令違反行為はなかったが、実施状況報告時点において、令和5年度及び令和6年度実施分について改善指示等の発出を検討している。

(2) 実施状況についての外部有識者等によるチェック

厚生労働省においては、公共調達委員会及び外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会を設置しており、調達や実施状況についてのチェックを受ける仕組みを備えている。

(3) 競争性の確保

本事業の入札においては1者応札となっており、競争性の確保に課題が見られる。入札説明書を配布した業者より、第4期の開札結果から参加を断念したとの回答があった。第6期の調達においてオンライン出願の実施等、大幅な実施要項の変更を予定しており、幅広い事業者への声かけ等により競争性を確保する必要がある。

※第3期は4者、第4期は2者からの応札あり。

(4) 確保されるべき質に係る達成目標

願書等の配付・受付業務や試験当日の試験会場の運営において、複数の問題点が確認され次回に向けて必要な是正・改善対応を行っていくこととしているが、その中には重大な事象が含まれ

ることから、実施状況報告の時点では、公正かつ的確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況である。

(5) 経費削減効果

第3期実施事業と比較し、約10.5%の経費削減が認められた。

6 今後の方針

全ての試験運営について予定どおり実施し、また経費削減の効果も認められているが、複数の問題点が確認され、その中には重大な事象が含まれることから、実施状況報告の時点では、公正かつ的確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況である。また、本事業は、入札において1者応札となっており、競争性の確保についても課題が認められる。

このため、5の(1)、(3)及び(4)にあるとおり、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ. 1. (1)の市場化テスト終了基準を満たすことができていないため、次期においても市場化テストを継続することとしたい。

次期事業の実施に当たっては、1の(1)の請負業務内容で1の(3)の請負業者が既に8年にわたり請負業務を実施しているにもかかわらず、依然として公正かつ的確に実施されなければならない試験実施事業として、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況にある。一方で、民間事業者からの事業の実施に係る意見・提案を多数いただき、協議を行うことで改善できる点も多く見られた。請負業務内容が膨大であること等を踏まえ、確保されるべき質の目標の達成のため、厚生労働省も積極的に関与し、より良いサービスを継続的に提供するための仕組みを確立していく必要がある。

引き続き民間競争入札を実施し、事業実施にあたり厚生労働省も積極的に関与し、民間事業者とより良いサービスを継続的に提供するための仕組みを運用していくことを通じて、一層円滑な業務の遂行を図っていく必要があるものと考えている。